

■貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

平均残高	2018年度中間期			2019年度中間期		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
手形貸付	71,187	71,187	—	69,118	69,118	—
証書貸付	1,311,076	1,308,808	2,267	1,472,262	1,466,956	5,305
当座貸越	184,523	184,523	—	194,395	194,395	—
割引手形	7,386	7,386	—	7,467	7,467	—
合計	1,574,173	1,571,905	2,267	1,743,244	1,737,938	5,305

(注) 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	期別	期間						期間の定めのないもの	合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超			
貸出金	2018年度中間期末	529,346	294,452	205,579	126,149	438,561	58,122	1,652,211	
	2019年度中間期末	612,535	285,332	230,143	120,868	455,273	56,815	1,760,968	
うち 変動金利	2018年度中間期末		104,625	74,057	48,230	170,434	55,776		
	2019年度中間期末		106,523	83,918	49,907	184,146	54,516		
うち 固定金利	2018年度中間期末		189,826	131,522	77,918	268,127	2,345		
	2019年度中間期末		178,809	146,225	70,960	271,126	2,298		

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしております。

■貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種類	2018年度中間期末	2019年度中間期末
有価証券	463	362
債権	1,371	1,449
商品	113	—
不動産	180,348	181,468
その他	—	—
計	182,297	183,280
保証	784,043	786,067
信用	685,870	791,620
合計 (うち劣後特約貸出金)	1,652,211 (4,000)	1,760,968 (4,917)

■支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種類	2018年度中間期末	2019年度中間期末
有価証券	47	29
債権	442	456
商品	—	—
不動産	3,533	2,648
その他	—	—
計	4,023	3,134
保証	120	—
信用	9,067	8,918
合計	13,210	12,053

■貸出金使途別内訳

(単位：百万円・%)

区分	2018年度中間期末		2019年度中間期末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	728,546	44.10	747,273	42.44
運転資金	923,665	55.90	1,013,695	57.56
合計	1,652,211	100.00	1,760,968	100.00

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円・%)

業種別	2018年度中間期末		2019年度中間期末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,652,211	100.00	1,760,968	100.00
製造業	125,622	7.60	118,553	6.73
農業、林業	3,778	0.23	3,720	0.21
漁業	3,640	0.22	3,300	0.19
鉱業、採石業、砂利採取業	5,444	0.33	5,253	0.30
建設業	76,210	4.61	74,881	4.25
電気・ガス・熱供給・水道業	28,648	1.73	28,796	1.63
情報通信業	9,018	0.55	8,768	0.50
運輸業、郵便業	52,777	3.19	60,913	3.46
卸売業、小売業	189,433	11.47	185,639	10.54
金融業、保険業	41,756	2.53	70,013	3.98
不動産業、物品賃貸業	254,150	15.38	269,106	15.28
各種サービス業	202,975	12.29	207,906	11.81
地方公共団体	129,159	7.82	128,676	7.31
その他	529,596	32.05	595,436	33.81
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,652,211	—	1,760,968	—

■中小企業等向け貸出残高

(単位：百万円・%)

	2018年度中間期末	2019年度中間期末
中小企業等向け貸出	1,207,173	1,226,582
総貸出に占める割合	73.06	69.65

(注) 1. 本表の貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分を含んでおりません。

2. 中小企業等とは、資本金が3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員数が300人(ただし、卸売業、サービス業は100人、小売業は50人)以下の会社および個人をいいます。

■貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	2018年度中間期					2019年度中間期				
	期首残高	増加額	減少額		中間 期末残高	期首残高	増加額	減少額		中間 期末残高
			目的使用	その他(注)				目的使用	その他(注)	
一般貸倒引当金	3,506	4,048	—	3,506	4,048	5,623	5,555	—	5,623	5,555
個別貸倒引当金	7,350	8,140	261	7,088	8,140	7,970	8,240	892	7,077	8,240
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	10,856	12,188	261	10,595	12,188	13,593	13,796	892	12,700	13,796

(注) 洗替による取崩額

■貸出金償却額

(単位：百万円)

	2018年度中間期	2019年度中間期
貸出金償却額	—	—

■特定海外債権残高

該当ありません。

■貸出債権の状況

(1) リスク管理債権

(単位：百万円)

区分	2018年度中間期末	2019年度中間期末
破綻先債権 (a)	1,775	2,388
延滞債権 (b)	24,642	26,303
小計 (c) = (a) + (b)	26,418	28,691
3カ月以上延滞債権 (d)	—	—
貸出条件緩和債権 (e)	7,869	8,728
合計 (f) = (c) + (d) + (e)	34,287	37,420

用語のご説明

破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、破産法、民事再生法等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

(2) 金融機能再生緊急措置法に基づく開示基準ベース

(単位：百万円)

区分	2018年度中間期末	2019年度中間期末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9,334	9,542
危険債権	17,605	19,677
要管理債権	7,869	8,728
(小計)	34,808	37,948
正常債権	1,635,492	1,746,181
合計	1,670,301	1,784,130
(小計) の債権額に占める割合	2.08%	2.12%

用語のご説明

注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。